

# 「特別養護老人ホーム 鶴見緑地苑」 重要事項説明書

令和6年12月1日改定

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(大阪府指定 第2773202557号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。ただし、要介護1又は2の方で施設以外での生活が著しく困難である等の特例入所の要件に該当する場合は特例入所が認められます。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）.....	9
7. 残置物引取人.....	10
8. 事故発生時の対応について.....	10
9. 非常災害対策について.....	10
10. 高齢者虐待防止について.....	11
11. 身体拘束の廃止.....	11
12. サービスの第三者評価の実施状況について.....	11
13. 苦情の受付について.....	11
14. 業務継続計画の策定.....	12
15. 衛生管理等について.....	12
16. 施設利用の留意事項.....	12

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 清水福祉会
- (2) 法人所在地 大阪市旭区清水3丁目15番23号
- (3) 電話番号 06-6957-8008
- (4) 代表者氏名 理事長 水野 智志
- (5) 設立年月 平成15年 3月14日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 鶴見緑地苑
- (3) 施設の所在地 大阪府守口市菊水通三丁目16番2号
- (4) 電話番号 06-6995-5005
- (5) F A X 番号 06-6995-5225
- (6) 施設長(管理者) 富田 幸賢
- (7) 当施設の運営方針 老人福祉法・介護保険法に定める介護老人福祉施設として常時介護を必要とする高齢者の方々に利用していただくとともに心身の健康の維持及び生活の場として明るく家庭的な雰囲気の中で地域や家庭との結び付きを重視し、必要なサービス(市町村・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・その他保険医療サービスや福祉サービス事業所等)を提供すると共に多様化したニーズに対応すべく、施設の社会化を図るとともに、地域社会における老人福祉の拠点としての機能を併せもった施設運営を実施します。
- また、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 事業を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (8) 開設年月 平成23年11月1日
- (9) 入所定員 87人

## 3. 施設の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

敷地面積	1,422.38㎡		
建 物	構造 鉄筋コンクリート造	6階建	
	延床面積	3,929.46㎡	
居 室	個室(1人室) × 83室	個室(2人部屋) × 2室	
	面積 1,540.37㎡	1人あたり面積 17.70㎡	
主な設備	食堂、リビング、機能訓練室	9カ所	265.69㎡
	一般大浴室	1カ所	43.18㎡
	特殊浴室	1カ所	18.59㎡
	ユニット浴室	5カ所	38.05㎡
	医務室	1カ所	11.29㎡
	洗面所	各居室	87カ所
	トイレ	各居室	85カ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者（入居者、以下入居者）に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### ＜主な職員の配置状況＞

職 種	人 員
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	26名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 医師（非常勤専従）	1名以上
7. 管理栄養士（通所介護と連携）	1名以上
8. 介護支援専門員	1名以上
9. 事務員	必要数

##### ＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月・水・金曜日 14：00～16：00
2. 介護職員	早出1： 7：00～15：30 早出2： 8：00～16：30 日中： 8：45～17：15 遅出1： 11：30～20：00 遅出2： 12：00～20：30 遅出3： 13：30～22：00 夜勤： 22：00～7：00
3. 看護職員	日中： 9：00～17：00
4. 機能訓練指導員	日中： 9：00～17：00

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。</li> </ul> |
|---|

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割もしくは8割か7割が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 8：00～

昼食： 12：00～

ティータイム： 15：00～

夕食： 18：00～

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。入居者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### <サービス利用料金>

別紙の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、あらかじめ文書で説明し、同意を得た上で変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

各種加算

1 単位 10.68 円

加算項目	内 容	加算単位
協力医療機関連携加算	協力医療機関と定期的な情報共有を行うこと。協力医療機関が相談体制・診療体制を常時確保し、入院を要する入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	100 単位/月 (R7.3.31 まで) 50 単位/月 (R7.4.1 以降)
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	別に規定する指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。別に届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している事。	10 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	別に届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けていること。	5 単位/月
新興感染症等施設療養費	別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。1月に1回、連続する5日を限度。 ※現時点において指定されている感染症はない。	240 単位/日
業務継続計画未実施減算	業務継続計画が未策定。または業務継続計画に必要な措置を実施していない場合。	所定単位数の 3.0% 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待の防止のための委員会の定期的開催とその結果の周知徹底。 ・虐待防止のための指針を整備すること。 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施。 ・上記措置を適切に実施する担当者の配置。	所定単位数の 1.0% 減算
科学的介護推進体制加算 (I)	入居者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報 (II) では、加えて疾病等の状況を、厚生労働省に提出していること。	40 単位/月
科学的介護推進体制加算 (II)	また、必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	50 単位/月
栄養ケアマネジメント未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合。	14 単位/日 減算
療養食加算	医師の指示に基づいた食事を提供した場合。	6 単位/回
経口維持加算 (I)	誤嚥が認められる場合。	400 単位/月
経口維持加算 (II)	(I) を算定、かつ食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わる。	100 単位/月
個別機能訓練加算 (I)	同意のもと、個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合。	12 単位/日

個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者の計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用すること。	20単位/月
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置。	4単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	基準を上回る看護職員の配置と施設から医療機関等へ24時間連絡体制の確保。	8単位/日
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	最低基準を1名以上、上回って配置。 かつ、喀痰吸引等のできる介護職員を配置	21単位/日
日常生活継続支援加算	前6ヶ月又は前12ヶ月における新規入居者の総数のうち、要介護4、5の者の占める割合が70%以上であること。 また、入居者の数が6又はその端数増すごとに介護福祉士を1名以上配置。	46単位/日
精神科医師定期的療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合。	5単位/日
初期加算	入居日から30日を限度とする。	30単位/日
外泊時加算	病院又は診療所へ入院及び外泊した場合1月に6日を限度に算定。	246単位/日
看取り介護加算	常勤の看護師を1名以上配置し、24時間連絡体制を確保し、看取り介護に関する計画のもと看取り介護が行われる。	72単位～ 1,280単位
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。（入居時に1回を限度として算定。）	20単位/回
安全管理体制未実施減算	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。	5単位/日 減算
退所前訪問相談援助加算	退居前に居宅訪問し、入居者や家族に対し相談援助を行った場合。	460単位/回
退所後訪問相談援助加算	退居後30日以内に居宅訪問し、入居者や家族に対し相談援助を行った場合。	460単位/回
退所前連携加算	退居に先立って指定居宅介護支援事業所に対して、文書を添えて利用者に関わる居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ指定居宅介護支援事業所と連携して退居後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。	500単位/回
退所時相談援助加算	退居時に入居者や家族等に相談援助を行い、かつ居宅サービスに必要な情報提供を行った場合。	400単位/回
退所時情報提供加算	退居後の医療機関へ入居者の同意を得て、心身の状況・生活歴等の情報を提供した場合。	250単位/回
退所時栄養情報連携加算	医師の指示に基づく食事を必要とする入居者又は医師が低栄養状態にあると判断した入居者について、退所先の医療機関等に管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合。1月に1回を限度。	70単位/回
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	一ヶ月の総単位数に14.0%を乗じた単位数を加算する。	

## 〈サービスの概要と利用料金〉

### ① 食事の提供に要する費用（食材料費・調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）のご負担になります。

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,487円/日

### ② 居住に要する費用（光熱水費・室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、入居者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,066円/日

※入院・外泊時も居住費は掛かります。

又、入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます

## （2）その他の料金

### ①理髪サービス

月に2回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：（カット・顔剃1,800円）・（顔剃のみ600円）

### ②美容サービス

2ヶ月に1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：	カット+ブロー	2,000円
	ベッドサイドカット+ブロー	2,750円
	シェービング	660円
	シャンプー	660円
	カラー(シャンプー+ブロー付)	4,180円
	ヘアマニキュア(シャンプー+ブロー付)	4,180円
	パーマ(シャンプー+ブロー付)	4,180円

### ③貴重品の管理

入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの：現金・預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑・有価証券・年金証書・健康保険証
- ・出納方法：預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成しその写しをご契約者へ交付いたします。

・保管管理者：施設長・事務員・生活相談員

④電気機器使用料（電気毛布・加湿器等） 1機器につき／日 30円（消費税込）

⑤テレビレンタル利用料 1日につき 66円（消費税込）

⑥診療費 診療所で医療を受けられた場合、鶴見緑地苑診療所より請求があります。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません）。

### （3）利用料金のお支払い方法

ご利用料金は、毎月末日で締め、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、下記の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行
イ. 下記指定口座への振り込み 三井住友銀行 千林支店 普通口座 1721405 社会福祉法人 清水福祉会 特別養護老人ホーム 鶴見緑地苑

契約時にお申し込みいただいた金融機関（ゆうちょ銀行）口座からの自動引落としとなります。当該サービス利用月の利用料金を、その翌月15日前後にご請求し（請求書発送）、その月27日（土、日、祝の場合は翌営業日）に引落させていただきます。

※振り込みの場合も27日までにお振り込みしてください。

### （4）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	もりぐち清水会病院 TEL 06-6997-0101
所在地	大阪府守口市河原町3番12番
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科 放射線科・リハビリテーション科・胃腸科

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 藤井歯科 TEL 06-6991-2479
所在地	大阪府守口市本町2丁目5番18号

## 6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設の退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が自傷行為を繰り返すなど、自殺のおそれが極めて高く、事業者においてこれを防止できない場合及びご入居者が法令違反その他秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
- ⑤ 入居者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

### (3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ① 3ヵ月以内の入院の場合

3ヵ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

#### ② 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

### (4) 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 代理人（残置物引取人）

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、代理人（残置物引取人）を定めていただきます。

当施設は、代理人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入居者又は代理人（残置物引取人）にご負担いただきます。

## 8. 事故発生時の対応について

当施設は、入居者に対する指定介護老人福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

また、入居者に対する指定介護老人福祉サービスの提供による賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において、損害賠償を速やかに行うものとします。

## 9. 非常災害対策について

当施設では非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、消火その他必要な訓練を夜間想定も含め年2回以上行います。

## 10. 高齢者虐待防止について

- (1) 当施設では、入居者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する責任者	施設長：富田 幸賢
-------------	-----------

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 入居者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (5) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、結果を職員に周知します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。
- (7) 虐待防止を啓発・普及するための研修を職員に対して定期的実施しています。
- (8) 事業者は、サービス提供中に、従職員や入居者の家族等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 11. 身体拘束の廃止

- (1) 当施設（事業所）は、指定介護老人福祉サービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者や職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) 当施設（事業所）は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。
  - ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
  - ② 「経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
  - ③ 入居者又はご家族に説明し、その他がなかったか改善策を検討する。

## 12. サービスの第三者評価の実施状況について

当施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施した直近の年月日】	令和2年3月27日
【第三者評価機関名】	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
【評価結果の開示状況】	インターネットで公開

## 13. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者      生活相談員      田中 洋
- 苦情解決責任者      施設長      富田 幸賢
- 受付時間              月曜日～金曜日      9：00～17：00
- 連絡先                  TEL 06-6995-5005      FAX 06-6995-5225

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

守口市役所健康福祉部 高齢介護課	電話番号 06-6992-1610 受付時間 9:00 ~ 17:30 (土・日・祝日を除く)
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話番号 06-6191-3130 受付時間 10:00 ~ 16:00 (土・日・祝日を除く)
大阪府国民健康保険 団体連合会	電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)

### 14. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

### 15. 衛生管理等について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
  - ①感染症対策を検討する委員会を概ね六か月に一回以上開催します。
  - ②感染症対策の指針を整備します。
  - ③職員に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

### 16. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 食事は栄養管理上、施設の提供する食事を摂取し、原則持ち込みは禁止する。
- (2) 面会は午前9時30分から午後6時00分までとする。
- (3) 消灯時間は、通年午後9時00分とする。
- (4) 外出及び外泊は、所定用紙で届け出ることとする。
- (5) 飲酒は、栄養管理上、要相談とする。
- (6) 喫煙は禁止する。
- (7) 火気の取り扱いは、防火管理上、使用を禁止する。
- (8) 設備及び備品の利用は、本来の使用法に従って利用することとする。

- (9) 金銭及び貴重品の管理は、自己管理を原則とし、多額及び高価な貴重な金品は所持しないこととする。
- (10) ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止する。
- (11) 入居者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する。
- (12) 他入居者への迷惑行為は禁止する。
- (13) 故意に施設もしくは備品に損害を与え、またはこれを使用すること。
- (14) サービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、また、その他日常生活上必要となる諸費用については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、利用料等の変更についておおよそ1ヶ月前に周知します。
- (15) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は禁止する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 清水福祉会  
特別養護老人ホーム 鶴見緑地苑  
施設長 富田幸賢

説明者職名（ 生活相談員 ） 氏名 田中 洋

私は、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご契約者（入居者）

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

私は、契約者が指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けたことを確認しましたので、私はその署名を代行いたします。

署名代行者

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

（ご契約者との関係： \_\_\_\_\_）

身元引受人

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

（ご契約者との関係： \_\_\_\_\_）